

騒音規制法に係る特定施設

(騒音規制法施行令 別表第1)

施設の種類		規模	
1	金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が <u>22.5kW以上</u> のものに限る
		ロ 製管機械	
		ハ ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が <u>3.75kW以上</u> のものに限る
		ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く
		ホ 機械プレス	呼び加圧能力が <u>294キロニュートン以上</u> のものに限る
		ヘ せん断機	原動機の定格出力が <u>3.75kW以上</u> のものに限る
		ト 鍛造機	
		チ ワイヤフォーミングマシン	
		リ ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く
		ヌ タンブラー	
		ル 切断機	といしを用いるものに限る
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が <u>7.5kW以上</u> のものに限る	
3	土石用または鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が <u>7.5kW以上</u> のものに限る	
4	織機	原動機を用いるものに限る	
5	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が <u>0.45立方メートル以上</u> のものに限る
		ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が <u>200kg以上</u> のものに限る
6	穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が <u>7.5kW以上</u> のものに限る	
7	木材加工機械	イ ドラムバーカー	
		ロ チッパー	原動機の定格出力が <u>2.25kW以上</u> のものに限る
		ハ 破木機	
		ニ 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が <u>15kW以上</u> のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が <u>2.25kW以上</u> のものに限る
		ホ 丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が <u>15kW以上</u> のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が <u>2.25kW以上</u> のものに限る
		ヘ かな盤	
8	抄紙機		
9	印刷機械	原動機を用いるものに限る	
10	合成樹脂用射出成形機		
11	鑄造型機	ジョルト式のものに限る	